



# 安全・安心みんなで防犯 地域安全ニュース

令和8年5月25日発行  
埼玉県警察本部  
生活安全総務課  
埼玉県県民生活部  
防犯・交通安全課



## 事業者等における見守り活動中に 不審者等を見かけたら警察に通報を



令和8年5月14日、栃木県内の住宅で、強盗殺人事件が発生しました。  
事件発生前、被害者宅付近において不審車両や不審者の目撃が複数あり、犯人が犯行に向けた下見をしていた可能性が指摘されています。

### 犯行の下見活動の例

#### 1 不審な訪問

- しつこく「家族構成」「資産状況」などの個人情報聞き出そうとする。
- 名刺の提供を求めても、「拒否」したり、「提示後に回収」しようとする。
- 正規の業者なら答えられる質問にも答えられないなど、不審な言動が見られる。
- 強引に玄関内に侵入したり、退去を求めてもしつこく居座る。



強盗や空き巣等の  
下見の可能性あり！

#### 2 不審車両・不審者

- 他県ナンバーなど、普段見かけない車両やオートバイが長時間停車している。
- 住宅の周りを不自然にうろつき、住宅の様子をうかがっている(撮影している)。



## 防犯のポイント



### 訪問対策

カメラ付インターホンを活用し、訪問者にはインターホン越しに対応する。

訪問者が来ても、すぐに玄関を開けない。

断っても帰らないなど、不審な場合は110番通報する。

### 不審物件

自宅に不審なマーキング※や、身に覚えのない物が置かれていたら、警察に通報する。※表札、ポスト、ガスメーターなどにシール、何らかの記号、アルファベットが記載されている

### 不審者対応

不審な車両(オートバイ)や不審者を見かけたら、特徴(車種・ナンバー等)をメモして、警察に通報する。

凶器等を持っている可能性もあるので、不審者(不審車両)に対し、不必要に接触することは避け、すぐに110番通報する。